

協働のまちづくりに向けた 「住民税1%町民予算枠」制度がスタートします！

1. はじめに

町では、第5次総合計画の基本理念のひとつに「参画と協働でつくる 自立したまちづくり」を掲げ、あらゆる分野において住民と行政がそれぞれの役割と責任をもって『参画・協働』し、人の和、地域の輪が広がる、自立したまちづくりを進めています。この参画と協働を推進するため、新たに「住民税1%町民予算枠」制度を創設します。

2. 住民税1%町民予算枠とは

個人住民税の1%である約1,300万円を財源に「住民税1%町民予算枠」として、町民の皆さんから、さまざまな企画提案をいただき協働のまちづくりを進めるものです。

平成24年度は、町（行政）が実施する「わくわくアイデア事業（町民提案事業）」と町民活動団体が実施する「わくわくコラボ事業（協働推進事業）」2つの事業を募集します。平成25年度実施に向けた企画提案をいただきます。皆さんから新しい企画提案をお待ちしております。

3. 事業の概要

～企画・提案～

(1) わくわくアイデア事業（町民提案事業）



こんな「アイデア」でもっと住み良いまちに！

未来の子どもたちにこんな「まち」をのこして欲しい！



① 提案できる方

町民・町民で組織する団体
(宗教・政治関係などを除く。)

② 提案できる内容

- ・福祉、まちづくり、環境など身近な課題を解決しようとするもの
- ・まちづくりに有益なもの

次のものは提案できません

- ×町に決定権限がないもの
- ×宗教・政治関係
- ×法令・条例などに違反するもの
- ×既存の補助制度などの対象となるもの



③ 募集期間内に「提案書」を作成し、町へ提出します。

④へ進む

(2) わくわくコラボ事業（協働推進事業）

① 企画できる方 町民活動団体（宗教・政治関係などを除く。）で、次の条件をすべて満たす団体です。

- ・町民による自主・自発的で公益的な活動などを行う団体
- ・5人以上で構成され、代表者及び構成員の1/2以上が町内在住などの者である団体
- ・活動拠点が町内で、継続的な町民活動を行っている、または今後行う予定のある団体
- ・会則などを持ち、会計処理が適正に行われている団体



私たちの住む「まち」や「地域」がもっと住みやすくなるように。そのためにどうすればいいだろう？